

平成30年7月9日

関係自治体衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長

（ 公 印 省 略 ）

平成30年7月豪雨非常災害に伴い設置された避難所での
食中毒対策について

今般、7月豪雨非常災害に伴い設置された避難所においては、高齢者や乳幼児を含め、多くの方が集団で近接して生活する状況にあるため、食中毒が発生した場合には大規模化、重篤化するおそれがあります。

つきましては、災害対策で多忙の中ではありますが、下記により食中毒の発生防止及び発生時の情報共有について特段のご配慮をお願いします。なお、当課への報告、情報提供については、当面の間、電話、メモ又はメール等で差し支えないことを申し添えます。

記

1. 「避難所生活を過ごされる方々の健康管理に関するガイドライン」に基づき、継続的な避難所における食中毒予防の啓発をお願いします。
2. 避難所で食中毒が発生した際には、食品衛生法第58条第3項に基づく速報対象に限らず、食中毒疑い調査の段階であっても、その後の予防対策に資するために、可能な限り初期段階での患者の発生状況等について、食中毒被害情報管理室への情報提供をお願いします。
3. 上記の他、災害対策において、食品衛生法の運用に関する疑義が生じた場合には、食品監視安全課にご連絡下さい。

「避難所生活を過ごされる方々の健康管理に関するガイドライン」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001enhj-att/2r9852000001enj7.pdf>